

【解体業等】 許可申請提出書類一覧

(新規・更新・変更許可) (業者名)

番号	名 称	備 考	確認
1	許可申請書		
2	誓約書		
3	本籍地が記載された住民票 成年被後見人及び被保佐人に登記されて いないことの証明書	【下記の者が個人の場合】 申請者、役員、相談役・顧問、使用人、株主・出資者、 法定代理人等	
	履歴事項全部証明書	【下記の者が法人の場合】 申請者、株主・出資者、法定代理人等	
4	定款又は寄付行為	【下記の者が法人の場合】 申請者、株主・出資者、法定代理人等	
5	事業の用に供する施設（積替え又は保 管場所を含む）付近の見取り図		
6	事業の用に供する施設（積替え又は保 管場所を含む）の構造を明らかにする 図面 （平面図、立面図、断面図、構造図） 及び設計計算書	・平面図は、標準作業書で確認できれば不要 ・図面がない場合は、現地で確認 ・施設に関するメーカー等のカタログ、図面等があれば 添付 ・ない場合は、現地で確認	
7	事業の用に供する施設（積替え又は保 管場所を含む）の所有権を有すること を証する書類	申請者が所有者と異なる場合は、使用権原を有すること を証する書類を添付	
8	事業計画書及び収支見積書（様式1）	不適正に大量に保管している場合は、様式2の提出が必要	
9	標準作業書		

※提出部数 3部（1部原本、その他写し）

※更新・変更許可の際には、前回申請と変更がない場合に限り4、5、6、7の省略可。

※手数料 解体業

・新規 78,000円 ・更新 70,000円

破砕業

・新規 84,000円 ・更新 77,000円 ・変更許可 75,000円

※申請書、誓約書には必ず申請年月日を記入してください。

※住民票や法人の履歴事項全部証明書等の公的機関から発行された証明書にあっては、届出日前3ヶ月
以内に発行されたものとする。

※高知市内に事業場がある場合は、高知市にも申請が必要です。